



TITLE:

ドイツ第二帝制における1879年の
政策転換に関する一研究 - 工業保
護関税を中心に -

AUTHOR(S):

野田, 敬一

CITATION:

野田, 敬一. ドイツ第二帝制における1879年の政策転換に関する一研究
- 工業保護関税を中心に -. 経済論叢 1978, 122(1-2): 23-44

ISSUE DATE:

1978-07

URL:

<https://doi.org/10.14989/133743>

RIGHT:

經濟論叢

第122卷 第1・2号

哀 辭

故小島昌太郎名誉教授遺影および略歴

The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(下)

.....	本 山 美 彦	1
ドイツ第二帝制における1879年の政策転換に 関する一研究	野 田 敬 一	23
労働者の生活時間構造と余暇	福 島 利 夫	45
資本主義社会における老人の生存権について	小 川 和 憲	68
ゴエルロ計画の方法と発表後の経過	中 江 幸 雄	86

追 憶 文

小島昌太郎先生を憶う	堀 江 保 蔵	111
小島昌太郎先生を偲ぶ	中 谷 實	114

昭和53年7・8月

京都大學經濟學會

ドイツ第二帝制における1879年の政策転換 に関する一研究

—工業保護関税を中心に—

野 田 敬 一

I はじめに

ドイツ第二帝制(1871—1918年)において1878/79年が大きな歴史的転換点であったことは、これまで様々な角度から論じられている。その場合、1879年の保護関税導入による自由貿易政策から保護貿易政策への政策転換が中心的論点をなしていたことは改めて指摘するまでもない。だがこの時期を境としてただ単に関税政策においてだけでなく、その前後には文化闘争の終了、「新しい」利益団体の形成、自由主義政党的の分裂、社会主義者鎮圧法及び社会政策の導入、さらには二国同盟の成立、植民地領有など一連の内政・外交両面にわたる包括的な政策転換が行なわれていた¹⁾。つまり1871年にいわば帝国の骨格が完成したとすれば、この時期にその肉付けが行なわれたのであり、しかもここで打ち出された諸政策がその後長くドイツの政治と社会と経済に刻印を与え続けたことを考えるならば、まさにこの時期に「帝国の包括的な保守的新設立」²⁾が行なわれたと主張することが出来るであろう。したがって、1879年関税改革もまたこうした政策転換の総体の中で捉えられねばならないであろう。

ところで1879年関税改革自体に止目した場合、研究史ではドイツ第二帝制の

1) H. Böhme, Probleme der Reichsgründungszeit, in: ders. (Hg.), *Probleme der Reichsgründungszeit 1849—1879*, Köln/Berlin 1972², S. 14.

2) M. Stürmer, Bismarcks Deutschland als Problem der Forschung, in: ders. (Hg.), *Das Kaiserliche Deutschland*, Düsseldorf 1970, S. 7.

権力構造や階級構造をどう捉えるかという視角から「農工同盟」⁸³にもとづく「連帯保護制度」⁸⁴の把握をめぐる論点が形成されて来た⁸⁵。したがって1879年関税改革をとりあげる場合、農業関税導入をめぐる農業利害の分析が不可欠であるが、ここでは研究の一階梯として工業保護関税に焦点を絞り、そこに現われて来る限りでの問題点を論じたく思う。

さて経済の長期波動に注目するならば、1870年代後半はまさに1873年恐慌を起点とし、1876年以降の長期農業不況を底流にもちながら90年代半ばまで続いた大不況 (Große Depression) 期、あるいは大デフレーション (Große Deflation) 期にあたっていた⁸⁶。この大不況期はドイツ国民経済のレベルにおいては農業国から工業国への推転の時期として、また帝国主義の時代への移行期として、ひとつのまとまりある一時代であったと考えられるが⁸⁷、そこでは

3) これをエンゲルスは「ブルジョワとユンカーの提携」(Gliederung des Schlußteils des 4. Kapitels der Broschüre "Die Rolle der Gewalt in der Geschichte", in: MEW, Bd. 21, Berlin 1962, S. 465. 邦訳『マルクス＝エンゲルス全集』, 第21巻, 大月書店, 1971年, 467ページ以下)と捉えていた。また H. ローゼンベルグは『騎士領と高炉』の間の同盟 (H. Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, Frankfurt a. M. 1969, S. 57. 大野英二・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』, 未来社, 1978年, 78ページ)として, H. ベーメも『騎士領と高炉』の同盟 (H. Böhme, *Prolegomena zu einer Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert*, Frankfurt a. M. 1969³, S. 68. 大野英二・藤本連夫訳『現代ドイツ社会経済史序説』, 未来社, 1976年, 103ページ)として捉えている。他方 H.-U. ヴェーラーは『プロレタリアートに矛先を向けた農業－工業の共同統治』の結集政策 (H.-U. Wehler, *Bismarck und der Imperialismus*, Köln 1972², S. 486.)と捉えている。

4) H. Rosenberg, *Große Depression und Bismarckzeit*, Berlin 1967, S. 177.

5) わが国における研究史のなかで、特に大野英二『ドイツ金融資本成立史論』, 有斐閣, 1956年, 第2部第3章, 藤瀬浩司「19世紀末『大不況』下におけるドイツ製鉄資本の蓄積条件と政策」, 『調査と資料』, 第56号, 1975年, 同「第二帝制期ドイツ資本主義をめぐる一論点 (いわゆる『エンカーとブルジョワジーの同盟』論について)」, 『社会科学の方法』, 第93号, 1977年, 春見壽子「ビスマルクの関税改革と『新重商主義』」, 吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』, お茶の水書房, 1975年, 吉岡昭彦「国際金本位制の成立に関する覚書」, 岡田与好・広中俊雄・樋口陽一編『社会科学と諸思想の展開』, 創文社, 1977年を参照のこと。

6) 大野英二「危機の社会的基盤」, 同『ドイツ資本主義論』, 未来社, 1965年, 38ページ以下, 木谷勤『ドイツ第二帝制史研究』, 青木書店, 1977年, 157-172ページ。H. Rosenberg, *Große Depression und Bismarckzeit*, Frankfurt a. M.-Berlin-Wien 1976², S. XII f.)をも参照のこと。そこでは1873-96年の趨勢期間の呼称として大不況 (Große Depression) ではなく, 大デフレーション (Große Deflation) が「ヨリ明確な」呼称として提唱されている。

1873-79年の第一次不況、1882-86年の第二次不況、1890-95年の第三次不況という三つの周期的不況が見られた⁷⁾。ここで特に問題とされるべき時期は1873年恐慌とそれに続く1873-79年の第一次不況である。何故ならばそれは一方ではドイツ「産業革命」の終了を画するものとしての意義をもち、他方では大不況期の最初の不況としてそこには大不況期における問題が端緒的にはあれ集約的に出現したと考えられるからである。そしてこのような意義をもつ1873年恐慌とそれに続く不況のなかで生み出された問題に対するひとつの政策的対応が1879年関税改革であったわけである⁸⁾。したがって以下で分析対象となるのは、1873年恐慌とそれに続く不況のなかで不況対策が模索される過程で、工業とりわけ石炭=鉄鋼業企業家はいかなる政策を国家に要求し、国家はそのような要求に対しいかなる対応を行なったのかという点であるが、その場合関税政策を特に同時代における不況対策という文脈のなかで論じてみたいと思う。

II 1873年恐慌と不況対策——経済自由主義と干渉主義の対抗——

まず初めに以下の行論と関わる限りにおいて1873年恐慌に先立つ1850-73年の好況局面、特に1871-73年の創立熱狂時代のなかで、ドイツ資本主義がいかなる変容をとげたかという点の検討から始めることにしよう。

周知のように1850-73年の好況局面において、工業化の先導部門であったのは鉄道建設の進展であった。ドイツ鉄工業の市場構造において、農業が10%

7) こうした大不況期をひとつのまとまりある一時代として捉える考え方は H. ローゼンベルクの注 4) の前提書に依っている。また経済の長期波動を基礎とするドイツ史の時期区分については、H.-U. Wehler, *Probleme der modernen deutschen Wirtschaftsgechichte*, in: ders., *Krisenherde des Kaiserreichs*, Göttingen 1970, S. 291-311. 及び W. Boldt, *Konjunkturzyklen und ihre Anwendbarkeit in Geschichtsunterricht*, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 1973/2, S. 88-111. を参照のこと。

8) Vgl. H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 61-66.; ders., *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973, S. 41-43.

9) ここでは大不況という概念で1873-96年の発展傾向を抑えたいうで、具体的な個々の政策決定過程に直接的影響を及ぼすものとして、さらに短期の経済循環を考察しようとするものである。こうした視点については J. Kocka, *Theorien in der Sozial- und Gesellschaftsgeschichte*, in: *Geschichte und Gesellschaft* 1/1, 1975, S. 25 f. を参照のこと。

工業が30%、鉄道業が60%であったと言われるように、鉄道建設は大きな比重を占めていた¹⁰⁾。そして一方におけるこの時期の私有鉄道を中心とする鉄道建設の著しい進展と、他方における1860年代末・70年代初めに行なわれた一連の経済立法による制度的枠組の完成¹¹⁾及び普仏戦争の賠償金として流入した14億ターラーによって生み出された建設資材に対する需要増大と新投資を求める資本の増加は¹²⁾、相俟って1871-73年の未曾有の好況、いわゆる「数十億のブーム」を生み出したのであった。このブームのなかで、新投資は特に鉱山、製鉄、建築、銀行、鉄道に集中し、株式会社設立に際しての準則主義の採用を契機として多数の株式会社が新設されるか、既存経営が株式会社に改組された¹³⁾。そのなかで石炭=鉄鋼業においても大企業が簇生し、また銀行業においても金融業のなかで中心的役割を果たしてきた個人金融業者を圧倒しつつ、新たに大株式銀行が地歩を固めていったのであった。しかも株式会社の新設・改組の場合主としてベルリンにおいて株式が取引きされることによって、ドイツ石炭=鉄鋼業の中心地であるルール地方とオーバーシュレジエン地方とがベルリンに結びつけられることになり、ここにH・ペーメのいう「ルール地方——ベルリン——オーバーシュレジエン枢軸」¹⁴⁾が形成されたのであった。そして石炭=鉄鋼業は、オーバーシュレジエンとライン・ヴェストファーレンでは発展の典型的差異を示しつつ、その主軸が徐々に前者から後者へ推移するなかで、早熟的

10) K. W. Hardach, *Die Bedeutung wirtschaftlicher Faktoren bei der Wiedereinführung der Eisen- und Getreidezölle in Deutschland 1879*, Berlin 1967, S. 16.; H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 51 ff. H. Wagenblaus (*Der Eisenbahnbau und das Wachstum der deutschen Eisen- und Maschinenbauindustrie 1835 bis 1860*, Stuttgart 1973, S. 269)によれば1851-63年における関税同盟領域内の統鉄の全消費量に占める鉄道建設及び鉄道経営に関する統鉄消費量割合はほぼ40%であった。

11) H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht*, Köln 1972², S. 284.

12) 賠償金の使途についてはE. Hübener, *Die deutsche Wirtschaftskrisis von 1873*, Berlin 1905, S. 130-140.; W. Gerloff, *Die Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reiches*, Jena 1913, S. 82-88.; H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 325 f. を参照のこと。

13) M. Wirth, *Geschichte der Handelskrisen*, Frankfurt a. M. 1880², S. 467-472.

14) H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 333. Vgl. ders., *Bankkonzentration und Schwerindustrie 1873-96*, in: H.-U. Wehler (Hg.), *Sozialgeschichte II heute*, Göttingen 1974, S. 432-445.

に「独占」を生み出しつつあった¹⁵⁾。

1873年5月のヴィーン取引所の崩壊に端を発した恐慌は、アメリカ合衆国を経てドイツに波及した。ドイツでは10月初めのベルリンのクヴィストルプ銀行 Quistorpsche Vereins Bank の倒産を契機に株式相場の急激な下落が生じ、恐慌は取引所から産業部面へと波及して行った¹⁶⁾。

産業部面における恐慌の最初の舞台となったのは鉄道恐慌であった¹⁷⁾。ドイツでは1870年頃に主要な鉄道網はほぼ完成され、他方1872年頃には鉄道建設費が高騰するなかで路線相互の競争が激しくなり、しかも経済的に十分発展していない地域で支線が営業を開始したため、鉄道経営は徐々に収益性を悪化させつつあった¹⁸⁾。さらにプロイセンでは1873年1月24日と2月7日のプロイセン下院における国民自由党のラスカー (E. Lasker) の鉄道認可をめぐるスキャンダル暴露を契機に、プロイセン政府によって、それまでは請願された通りほぼ無条件に交付されていた認可が、4月以降「国土防衛にとってあるいは絶対的に必要でない場合」には拒否されるようになった¹⁹⁾。こうして鉄道建設は1875年頃までは景気の安定化要因として作用しえたとしても、恐慌の勃発と

15) オーバー・ジュレージェンとライン・ヴェストファーレンにおける石炭=鉄鋼業の類型的差異については、大野英二「オーベル・ジュレージェン製鉄業の創出過程」、同「オーベル・ジュレージェン製鉄業の再編過程」、同「ライン・ヴェストファーレン製鉄業における『混合企業』の創出」(いずれも前掲『ドイツ資本主義論』所収)、肥前栄一「プロイセン絶対主義の鉱業政策とオーバー・ジュレージェン鉱山業」、同『ドイツ経済政策史序説』、未来社、1973年、川本和良「18世紀後半および19世紀前半におけるライン・ヴェストファーレン鉄加工業の展開と市場構造」、同『ドイツ産業資本成立史論』、未来社、1971年、を見よ。また藤瀬浩司「産業資本確立過程におけるドイツ鉄工業の展開」、大野英二・住谷一彦・諸田実編『ドイツ資本主義の史的構造』、有斐閣、1972年、同「ドイツ産業資本の確立と上からの革命」、岡田亨好編『近代革命の研究』、下巻、東京大学出版会、1973年も参照のこと。

16) M. Wirth, *op. cit.*, S. 450 ff. Vgl. J. Kuczynski, *Studien zur Geschichte der zyklischen Überproduktion*, Berlin 1967, S. 3—50; H. Mottek, *Die Gründerkrise*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1966, Teil I, S. 51—128.

17) E. Hübener, *op. cit.*, S. 39—57.

18) K. W. Hardach, *op. cit.*, S. 26 f.; メンデリソフ『恐慌の理論と歴史』、第3分冊、飯田他訳、青木書店、1960年、87ページ。

19) K. W. Hardach, *op. cit.*, S. 28.; E. Kech, *Geschichte der deutschen Eisenbahnpolitik*, Leipzig 1911, S. 61—63. なおここで言う「認可」とは「営業認可」であり、株式会社の「設立認可」ではない(大隅健一郎『株式会社法変遷論』、有斐閣、1953年、71ページ)。

もに新設は中断され、創立熱狂時代からの建設計画の実現のみとなり、さらに鉄道国有化計画を見越して資材の新規調達と旧施設の取換が遅れたのであった。こうした鉄道建設の停滞は、鉄道建設によって先導されて発展してきた鉄工業にも波及せずにはいなかったのである²⁰⁾。

1873年恐慌とそれに続く不況は次の2つの結果をもたらした²¹⁾。第一に、創立熱狂時代に生み出された多数の新設企業が没落するなかで、ベルリンの銀行と結びついた企業は破産することがなく、また銀行業においてもベルリンの銀行は合併を通じてその経営規模を拡大させ、かくして「ルール地方——ベルリン——オーバーシュレジエン枢軸」構造はむしろ一層確固たるものになっていた。そしてここに石炭＝鉄鋼業と銀行を結ぶブロックも増々強固化されたのであった²²⁾。今ひとつの結果は、保護関税要求運動の生成であった。次にこの点についてやや立入った考察を加えることにしよう。

不況による価格下落と販路問題に直面して企業家は様々な対策を試みた。そのうち企業内における対策（賃金引下げ、解雇、生産コストの引下げなど）及び企業間における対策（カルテル結成の試み）については、ここではさしあたり問題としない²³⁾。むしろここで注目したいのは、この時期に見られた「新しい」利益団体を通じての企業家集団の国家に対する政策要求の試みである。つまり、1873年恐慌以前に作られた利益団体が国家のイニシアチブの下に生まれるか、あるいは自発的に形成された場合でも短命な即興的な性格しか持たず、組織的にも弱体できわめて限定された政治的影響力しか持ち得なかったのに対して、1873年恐慌以降形成された利益団体は強い組織力を持ち、何よりもきわ

20) H. Mottelk, *op. cit.*, S. 66, 85.

21) Vgl. K. E. Born, Der wirtschaftliche und soziale Strukturwandel in Deutschland am Ende des 19. Jahrhunderts, in: F. W. Böckenförde (Hg.), *Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815—1918)*, Köln 1972, S. 453 ff.

22) H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 343—353.; ders., Big-business Pressure Groups and Bismarck's turn to Protectionism, 1873—79, in: *The Historical Journal*, X, 1967, pp. 222 f. Vgl. H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 95—97.

23) 当時のドイツ石炭＝鉄鋼業の状況については注 5) にあげた藤瀬浩司氏の詳細な「鉄アンケート」分析が参照されるべきである。

めて政治化した利益団体であった点において、まさしく「経済利益団体の展開における新たな局面」²⁴⁾ が開始されたのであった。H・ローゼンベルクのいわゆる「集团的保護主義」²⁵⁾ という、こうした利益団体を通じての共同行動は、そのなかに一方では旧身分制社会への復帰を志向する復古的方向とともに、他方では工業化の進展と普通選挙権導入による大衆の政治参加とを前提として「国家は政治的自由権を付与されている市民の経済的運命と工業化された社会の『社会問題』に対して責任を持つ」²⁶⁾ という考え方を持った新しい方向とが含まれていた。だがこのような二つの方向はいずれも、個人主義的社会観を克服しようとする点では一致しており、そうした意味における「集团的」保護主義であった。そしてこの「集团的保護主義」の多様な要求のなかから、経済自由主義的宿命論に対抗しつつ、経済法則の変更とそれを通じて経済を恐慌に耐え得るものにしようとする国家干渉への要求が生み出されて来たのであった。このような積極的に不況を克服しようとする志向は、たとえばドイツ産業家中央連合 Zentralverband Deutscher Industrieller の事務局長であったビュック (H.A. Bueck) の1878年の次のような発言に示されている。「われわれはこれからも手を拱いて、くりかえし無防備な国に侵入し悲惨と破滅をひろめる経済恐慌を避けることの出来ない必然性を見做すべきであろうか。それともここにおいて独創的に行動し不十分だと判れば自然を補完し補充するように試みるべきであろうか。……一方で過剰生産があるのに社会の大部分では購買力が欠除しているという不合理な現象はいつまでもくりかえされるべきであろうか。」²⁷⁾ またメヴィッセン (G.v. Mevissen) は1876年に「適時にずっと先の事

24) H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 157. Vgl. H. Böhme, *Big-business*, pp. 219 f.; T. Nipperdey, *Interessenverbände und Parteien in Deutschland vor dem Ersten Weltkrieg*, in: H.-U. Wehler (Hg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, Köln/Berlin 1970³, S. 369—398.

25) H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 78—82. 同じく大不況期にイギリスで生まれた集团的保護主義については A. V. Dicey, *Law and Public Opinion in England*, London 1952, pp. 259 ff. を見よ。また藤田暁男「イギリスの『大不況』(1873年—96年)に対する諸資本家の対外的対策構想」、『経営と経済』, 第51巻第4号, 1972年, 157ページ以下も参照のこと。

26) H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 80.

を見通して生産における限度を越えた全ゆる進歩の制御を……目指して努力することは全ての政府の最も大切な任務のひとつ²⁸⁾であると主張し、さらに1879年には「不況期には政府は誤まって理解された節約を行なうべきではなく、安価になった信用をもって公共投資及び直接的援助の増大を通じて、私的活動において現われたアパシーや落胆と戦いそして麻痺したエネルギーを新たに活性化させるべきである²⁹⁾」と主張したのであった。

さて鉄工業内部では輸出向中小鉄加工業者は不況期においてもなお自由貿易を志向していたのであるが、石炭＝鉄鋼業企業家はドイツ鉄鋼協会 *Verein deutscher Eisen- und Stahlindustrieller* [1874年北西支部結成]及びドイツ産業者中央連合 [1876年結成]を組織的基盤として、当初は1877年1月に若干の例外を除いて撤廃されることになっていた鉄関税の維持から、不況の深化とともに保護関税の再導入という政策要求を前面に押し出して来たのであった³⁰⁾。

その場合、不況の原因は外国、とりわけイギリスからの「無防備な国」であるドイツへの低価格な輸出であると考えられた。そして当時の貿易収支の赤字を指摘しつつ、ドイツからの輸出増大が見られるとしても、それはいわゆる苦境輸出であると主張された³¹⁾。したがって、この「外国の過剰生産による国内市場の氾濫³²⁾」に対抗するダムとして保護関税が設定され、このことによって石炭＝鉄鋼業が不況から脱け出ることができるようならば、今や「ひとつの大きな複合的な歯車装置 [の] 基軸的歯車³³⁾」となったこの石炭＝鉄鋼業を起点とし

27) *Verhandlungen, Mitteilungen und Berichte des Zdl*, Heft 8, 1878, S. 3, zit. in: H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 103 f.

28) J. Hansen, *Gustav von Mevissen*, Bd. II, Berlin 1906, S. 618, zit. in: H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 128.

29) *Ibid.*, S. 620—626, zit. in: H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 211, Anm. 198.

30) I. N. Lambi, *The Protectionist Interest of the German Iron and Steel Industry, 1873—1879*, in: *The Journal of Economic History*, vol. 22, 1962, pp. 59—70.

31) A. Arndt, *Die Industrielle-Enquête und die Wiedereinführung der Eisenzölle*, Essen 1878, S. 43 f. 春見壽子, 前掲論文, 168ページ以下。

32) ders., *Die Bedrängnis der Eisenindustrie, deren Ursachen und die Mittel zur deren Beseitigung*, Berlin 1878, S. 6.

33) ders., *Industrielle-Enquête*, S. 43.

て、ただ単に鉄工業部門だけでなく農業をも含めたドイツの全産業部門に対して「有利な作用」が波及していくものと主張されたのであった³⁴⁾。

もとより1857年恐慌の場合にも鉄工業者はそこに雇用されている労働者の失業、鉄工業の繁栄に依存している他の工業部門に言及しつつ、自らの保護関税要求を「高価な国民的宝〔であるドイツ鉄工業〕の発展を通じて、ドイツの鉄によってドイツの土地を耕作し、ドイツの鉄によってドイツの土地を守り、そしてドイツのレールの上で広大な祖国の全ての地方を通ずるドイツの武力と統一という偉大な構想を担うという可能性が獲得され維持され確実にされる」³⁵⁾という主張で根拠づけようとしたのであった。だが基本的に同一の発想に基づく主張であっても、なお農業が圧倒的な生産部門であった1850年代に比較した場合の1850-73年におけるドイツ国民経済の一定の構造変化を経過した1870年代になされた石炭＝鉄鋼業企業家の主張は、ヨリ客観的な根拠を持ち、したがって貫徹力を獲得しえたといいうるであろう。

以上のような保護関税要求運動の拡大に対して自由貿易論者は対抗運動を展開せざるを得なくなった。だが「工業家は組織した。自由貿易論者は1879年に

-
- 34) こうした主張は「鉄アンケート」に集約されていた。藤瀬浩司、前掲「鉄アンケート分析」論文、81—83ページ参照。また Eingabe der Vorstandes Zdl vom 12. Juli 1877 am Wilhelm I. über die Ursachen der Krise der deutschen Wirtschaft, in: G. A. Ritter (Hg.), *Das Deutsche Kaiserreich 1871—1914*, Göttingen 1975, S. 203—206.; Motive zu dem Gesetzentwurf, betreffend den Zolltarif des deutschen Zollgebiets, in: *Annalen des Deutschen Reichs*, Jg. 1879, S. 713—718.; F. Ritschel, Die Eisenzölle, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Supplement-Heft VI, 1880, S. 25 f. をも参照のこと。このような議論に対してドイツ農業評議会 Deutscher Landwirtschaftsrat の事務局長であるハウスブルク (O. Hausburg) は1878年に次のように反論した。「少数の・工業と混じり合った農業地方を除いて、大多数の農業家はドイツの数十万人の労働者が日々20ペニヒだけヨリ多くかせいだことが家畜及び穀物価格の上昇を魔法で呼び出し、それ故農業に対して認めうることでできる利益をもたらずであろうという単純な信仰をもつことはできない」(O. Hausburg, *Landwirtschaftliche Zollpolitik*, Berlin 1878, S. 31. zit. in: K. W. Hardach, Beschäftigungspolitische Aspekte in der deutschen Außenhandelspolitik ausgangs der 1870er Jahre, in: *Schmollers Jahrbuch*, Jg. 86, S. 647 f.) と。こうしたドイツの農業利害、なかならずドイツ国民経済の二重構造 (Dualismus) と関連する問題は別の機会に立ち入って検討したく思う。
- 35) *Die Eisenzölle, ihre Bedeutung für die preußische Eisenindustrie und ihre Einfluß auf Volkswirtschaft und Nationalreichtum*, Düsseldorf 1859, S. 22. zit. in: H. Rosenberg, *Die Weltwirtschaftskrise 1857—59*, Göttingen 1974², S. 208.

至るまで何回となく組織することを決議した。³⁶⁾ (傍点原文)と言われるごとく、ひとつのまとまった利益団体として勢力を結集することは困難となっていた。すなわちこれまで自由貿易運動の拠点であったドイツ国民経済会議 Kongreß deutscher Volkswirte 及びドイツ商業会議 Deutscher Handelstag において、それぞれ1875年、1876年に保護貿易主義が地歩を占めて行き、さらに農業利害の一部が自由貿易から保護貿易へ転向して行くなかで、自由貿易運動の最終的な拠点となったのは、特に北ドイツ海港都市の利害を中核とする貿易自由促進協会 Verein zur Förderung der Handelsfreiheit [1876年結成] であった³⁷⁾。

では自由貿易論者は不況の原因をどのように考え、いかなる対策を構想したのであろうか。

自由貿易論者はまず、不況がたんに自由貿易政策をとるドイツだけでなく、保護貿易政策をとるアメリカ合衆国においても生起しているとして不況の原因を自由貿易政策自体に求める考え方を批判した。そして当時のドイツの鉄輸入減少・輸出増大という輸出入動向を根拠に「外国の過剰生産による国内市場の氾濫」を否定し、不況の原因を創立熱狂時代に行なわれたドイツ国内での過剰投資とそこから生み出された過剰生産であると考えたのであった。そして不況の原因がドイツ国内の過剰生産である以上、保護関税は不況克服の有効な手段たり得ないと主張したのであった。それどころかドイツ石炭=鉄鋼業にとって輸出の増大をはかることが最も必要であり、したがって他国の報復関税設定を招来し、ドイツからの輸出が阻害される懸念のある保護関税は拒否さるべきだと主張した³⁸⁾。だがビスマルクが1876年にカンブハウゼン(O.v. Camphausen)

36) V. Hentschel, *Die deutschen Freihändler und der Volkswirtschaftliche Kongreß 1858 bis 1885*, Stuttgart 1975, S. 220.

37) H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 370 f., 395—398. この貿易自由促進協会については H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 505, 550.; I. N. Lambi, *Free Trade and Protection in Germany 1868—1879*, Wiesbaden 1963, pp. 191 ff.; V. Hentschel, *op. cit.*, S. 240, 244, 247 f. を見よ。

38) 自由貿易論者の主張の主要な論点については包括的な紹介として I. N. Lambi, *Free Trade*, pp. 194—196. を見よ。Vgl. Eingabe des Vereins zur Förderung der Handelsfreiheit an den

のラディカルな自由貿易政策推進に反対して述べたように「関税上げによってではなく……輸出増大によって」不況が克服されうるとしても「至る所で過剰生産がある時にそれは可能であろうか。」この問いに対してビスマルクは「海外での事業の視点から、また全般的な過剰生産を考慮して……販売拡大のいかなる可能性をも見な」³⁹⁾ かったのであった。ところが政府内部における経済自由主義的官僚の不況の認識と対策は、たとえばデルブリュック (R.v. Delbrück) の場合には、1875年に帝国議会で述べたように「営業と貿易において……時の流れのなかで周期的にくりかえし生起する停滞のひとつが現在みられるとしても、ドイツにおいてと同様他の国々においても同様に感じられる障害を除去するのは、これまで国家の力の及ばないことである」⁴⁰⁾ というものであった。またカンプハウゼンは、1876年に「鉄工業企業家が次々に高炉の火を消し、労働者を解雇するのは一体いかなる事情によるものか」という皇帝の問いに対して、「このような全般的な災難においては個人は滅亡せざるをえない。これは変えられるものではない」⁴¹⁾ と述べた。そして同年に1873-75年のプロイセンの財政政策を総括して皇帝にあてた報告書のなかでは、「鉄鋼業が抑圧された状況にあることは否定できない。これは生起した過剰生産の結果である。しかしこうした状況の改善は多数の消費者にとってその徹廃が切実なものである現行〔鉄〕関税の維持によってではなく、生産と消費の均衡が徐々に回復することによって期待される」⁴²⁾ と主張したのであった。これらの発言に端的に示されているように、なお市場を媒介とする経済の自動均衡メカニズムを信頼

39) Hohen Bundesrath vom 28. Dezember 1878, in: *Annalen des Deutschen Reichs*, Jg. 1879, S. 358-369.; C. Pütz, *Ursachen und Tragweite der Krise in der Kohlen- und Roheisen-Industrie Deutschlands*, Giessen 1877, S. 22, 51 f.; ders., *Warum muß insbesondere der unbefangene Fachmann gegen Eisenzölle stimmen?*, Giessen 1879, S. 38 ff.

39) Zit. in: H. Böhm, *Deutschlands Weg*, S. 424.

40) Zit. in: H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 177.

41) Zit. in: *ibid.*, S. 103.

42) H. v. Poschinger (Hg.), *Aktenstücke zur Wirtschaftspolitik des Fürsten Bismarck*, I. Bd., Berlin 1890, S. 238.

し、その夜警国家観から国家干渉を原理的に拒否する自由貿易論＝経済自由主義の立場からは、何ら積極的な不況対策は聞かれえなかったのであった。

III ビスマルク政府と国家干渉

政府に対する経済への国家干渉の要求が保護貿易運動として展開されるなかで、ビスマルク政府内部では不況克服における国家の役割について2つの異なった立場が形成されて来た。すなわちビスマルクに代表される経済に対する国家干渉を弁護する立場と、デルブリュック及びカンプハウゼンに代表される経済への国家干渉を原理的に拒否する経済自由主義の立場がそれであった。しかしそれまで政府の経済政策の基調をなして来た経済自由主義に対する「信頼の危機」⁴³⁾が広まるなかで、政府内部における後者の立場も、不況克服のための何ら積極的な政策を提示しえないまま、いわば防衛的なものになっていった。ここでビスマルクは自己の政策構想を貫徹するために、1876年に鉄道国有化問題を契機にデルブリュックを帝国官房長官の地位から、また1878年にタバコ専売問題を契機にカンプハウゼンをプロイセン蔵相の地位から辞任させることによって、帝国及びプロイセン政府内部の指導的経済自由主義者を一掃したのであった。特にデルブリュックの辞任はいわゆる「デルブリュックのドイツ」の終期を画するものとして、つまりビスマルク政府がそれまでの経済自由主義的政策に訣別し、1879年関税改革を告知するものとして、ひとつの転換点であった⁴⁴⁾。

だがこうして1876年に政府内部における政策転換の方向が示されたとしても、1877年の鉄関税徹廃延期をめぐる帝国議会での論議に示されたように、経済自由主義はなお一定の勢力を持っていたのであって、干渉主義が広汎に支持されて現実の政策、つまりいわゆる国民的経済政策として実行可能になるにはなお

43) H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 65.

44) H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 412 f., 784 f. ここでこのような経済自由主義との訣別がビスマルクにおいては、1876年に始まる「農業の苦境」が「決定的な起動力」であったことに注意する必要がある。Vgl. H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 92.

1879年をまたねばならなかった。すなわち、1873年恐慌から79年の関税改革に至る大不況期における第一次不況は、経済自由主義から干渉主義への移行期であったと考えられるのである⁴⁵⁾。

ではビスマルクの政策構想とはいかなるものであり、経済に対する国家干渉はその中でいかなる地位を占めるものであったろうか。既に見たように、ドイツ石炭＝鉄鋼業は1873年恐慌時点で「ルール地方—ベルリン—オーバーシュレジエン枢軸」を中心に、早熟的な独占的支配を形成しつつあった。このような石炭＝鉄鋼業企業家の国家に対する経済への干渉要求をビスマルクは無視することはできなかった。むしろビスマルクにとって、今や「大銀行と重工業の同盟〔は〕農業と土地貴族の伝統的同盟と並ぶ国家の礎石」⁴⁶⁾としての意義をもっていたのであり、したがって石炭＝鉄鋼業利害を自己の体制に組み込んで体制を安定ならしめること、つまり「諸利害の連帯あるいは新しい勢力の同化」⁴⁷⁾が最大の課題であった。それ故経済に対する国家干渉は一方では石炭＝鉄鋼業の要求に対応する国家の不況対策の性格を持ち、他方ではこの対応を通じて新たな勢力である石炭＝鉄鋼業及びこれと結びついた大銀行のビスマルク体制への組み込みという体制安定化政策機能を持つものであった。したがってまた、こうした国家の対応が行なわれる場合、政策決定過程も一定の変容を示し「勢力ある、時に応じて既に同権化した諸利益団体との完全に新しい種類の共同劇」⁴⁸⁾へと変化するわけである。だがこの「新しい種類の共同劇」において、諸利益団体の要求は、そのまま丸ごと受け入れられるのではなく、それが「安定化要因として政治体制に適合させられる程度に応じて」⁴⁹⁾のみ受け入れられるものであった。しかもビスマルク政府による政策対応の場合、安定させられるべき体制はプロイセン・ドイツの「伝統的な政治的社会的権力階層制」⁵⁰⁾で

45) H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 174 ff.

46), 47) H. Böhme, *Big-business*, p. 228. Vgl. ders., *Deutschlands Weg*, S. 410—412.

48), 49) H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 107. Vgl. ders., *Der Aufstieg des Organisierten Kapitalismus und Interventionsstaat in Deutschland*, in: H. A. Winkler (Hg.), *Organisierter Kapitalismus*, Göttingen 1974, S. 46 f.

あったことが注目されるべきである。

では当時ビスマルク政府にとって不況対策としてどのような政策が実行可能であったのだろうか。

今日では金融政策、財政政策、関税・貿易政策が国家による景気政策の中心的地位を占めている。しかもその場合、この3つの政策を中心として遂行されるものは目的意識的で長期的視野に立った景気政策である。ところがこのような景気政策は1929年恐慌以降、徐々に今日のような内容を備えるに至ったのであって、1870年代当時国家による景気政策として唯一可能なものであったのは、関税・貿易政策を中心とし、帝国主義的対外通商政策をも含めた広い意味での外国貿易政策であったと考えられる⁵¹⁾。したがって当時国家による不況対策が論じられる場合、何よりも外国貿易の問題として論じられたのであり、したがってまた1879年関税改革において保護関税は不況克服の「万能薬」⁵²⁾として現象しえたのであった。またここで鉄道政策について見ておくならば、当時の国有化論において国家による鉄道建設の推進とそれによる鉄工業への需要創出という側面の他に、国家が賃率権を確保し私有鉄道で見られた外国産品を優遇する差別賃率を排除することによって保護関税の効果を保証する点が強調されていたように、鉄道政策も関税改革との連関のなかで改革される必要があることが主張され⁵³⁾、W・ロツツのいう「交通政策の新重商主義」⁵⁴⁾が展開されたこ

50) H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 105. 従ってビスマルクは1879年関税改革で農業保護に優位を置いていた。Vgl. H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 92 f.; ders., *Kaiserreich*, S. 44-47.

51) 何故なら金融政策の場合、たしかに1875年にライヒスバンクが中央銀行として設立されたが、当時のライヒスバンクの活動は金本位制が絶対的な枠組として前提されており、したがって1929年恐慌以降の金本位制を離脱した広汎な中央銀行政策を遂行することは不可能だったからである。また財政政策の場合、すでに1873年以降、国家は公共的建設の発注にあたって好況期には景気を過熱させないように、これをさし控え、逆に不況期には発注を行なうことによって景気の横杆入れを行なうべきであるという考え方が見られたにしても (Vgl. H. v. Poschinger (Hg.), *op. cit.*, S. 186 f.), 当時のライヒコラントの二重性に制約され全帝国レベルで各邦の財政政策を調整する中央機関が欠除しており、しかも当時は国民総生産に占める国家支出の割合も未だ小さかったからである (P.-C. Witt, *Finanzpolitik und sozialer Wandel*, in: H.-U. Wehler (Hg.), *Sozialgeschichte Heute*, S. 565 ff.). Vgl. K. W. Hardach, *Bedeutung*, S. 70-72.; H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 452.; ders., *Kaiserreich*, S. 58.; H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 271 f.

とが止目されるべきであろう。

次に1879年関税改革とともに興隆してきたビスマルク干渉国家は、ドイツにおける国家干渉の歴史においてどのような位置を占めるのであろうか。

1873年恐慌以前においても、たとえば1857年恐慌におけるように、不況対策を関税政策との因果連関のなかで捉えようとする思考は既に存在していた⁵⁵⁾。ところが1857年恐慌のなかで鉄工業者が保護関税を要求した時には、当時のプロイセンとオーストリアの覇権をめぐる抗争のなかでプロイセンにとって自由貿易政策を推進することが政治的に不可欠であったこと⁵⁶⁾、また当時の国民経済において農業部門がなお圧倒的な比重を占めており、しかも農業は自由貿易政策を支持していたこと、この点は1873年恐慌以降との比較において止目されるべき点である。しかも1873年恐慌以前には、経済の自由な成長を妨げる障害を除去することが国家干渉の主要な課題であった⁵⁷⁾。これに対し1873年恐慌以降の国家干渉においては、工業化が一定程度達成された後の高度工業化の時期において現われる経済成長の攪乱に対処し体制を安定化させることが課題とされて来るのであって、この意味で1873年恐慌以前と以降では国家干渉の力点が異なっていた。したがって1873年恐慌時の国家干渉の課題は1929年恐慌時の国家干渉の課題と基本的には同じ質を持つものであったと言えよう⁵⁸⁾。ところが

52) M. Nitzsche, *Die handelspolitische Reaktion in Deutschland*, Stuttgart/Berlin 1905, S. 78.

53) F. Ritschel, *op. cit.*, S. 13 f.; Begründung des Gesetzentwurfs, betreffend den Erwerb mehrerer Privateisenbahn für den Staat (29. 10. 1879), in: R. Vierhaus (Hg.), *Die Wendung in der deutschen Innenpolitik*, Göttingen 1967, S. 69 ff. この外国産品優遇の差別賃率撤廃は農業利害によっても要求されていた。K. W. Hardach, Die Haltung der deutschen Landwirtschaft in der Getreidezoll-Diskussion 1878/79, in: *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, Jg; 15, Heft 1, 1967, S. 41, 45.

54) W. Lotz, *Verkehrsentwicklung in Deutschland seit 1800 bis zur Gegenwart*, Leipzig/Berlin 1920, S. 75.

55) H. Rosenberg, *Weltwirtschaftskrise*, S. 201, 206 ff.

56) W. Lotz, *Die Ideen der deutschen Handelspolitik von 1860 bis 1891*, Leipzig 1892, S. 28.

57) H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 169.

58) H.-U. Wehler, *Aufstieg*, S. 48.; H. A. Winkler, *Organised Capitalism* (Typescript read at the conference held at Goethe-Institut, Kyoto, on 5. 4. 1977), p. 6. また大野英二「『組織資本主義』論の問題点」、『思想』, 625号, 1976年, 48ページ以下を参照のこと。

さらに1873年恐慌時と1929年恐慌時とを比較するならば、既に述べたように1873年恐慌時においては国家が経済に干渉する場合の道具だては未だ不十分で、理論的にも未成熟であり、したがって国家干渉自体も即興的な、いわば「実験」的な性格を帯びていた。これに対し1929年恐慌以降には国家干渉は理論的にも、また道具だての面でもある程度体系として完成されたものになったのである。したがって1873年恐慌とそれに続く不況のなかで生み出された国家干渉を、1873年恐慌以前との比較においては現代干渉主義として、そして1929年恐慌以降との比較においては現代干渉主義の先行形態として位置づけることが出来るであろう⁵⁹⁾。

IV 1879年関税改革以降の政策展開

—ひとつの見通し—

ドイツ石炭＝鉄鋼業は1879年関税改革によって銑鉄トン当り10マルクを中心とする保護関税を獲得した。だが石炭＝鉄鋼業企業家にとってみれば、1879年関税改革によって、彼らの要求の「ただ単に第一段階のみ」⁶⁰⁾が達成されたにすぎなかった。つまり彼らにとって保護関税は第二段階の目標である国内市場を足場とする世界市場への進出の前提条件にすぎなかったのである。こうした政策志向はドイツ産業家中央連合の事務局長ポイトナー(W. Beutner)の1880年9月の第4回総会における次のような発言に示されている。「今日われわれはドイツの輸出を高め促進しようとする全ての正当で誠実な努力を全力を尽して支持するつもりであることを宣言しよう。何故ならばドイツ工業は幸いにも、国内市場がドイツ工業をほとんど完全には働かせることができないのであり、したがってもしわれわれが工業生活の全領域において物質的な福祉と繁栄を達

59) H. A. Winkler, *op. cit.*, p. 6 f. Vgl. W. Fischer, *Konjunktoren und Krisen im Ruhrgebiet seit 1840 und die wirtschaftspolitische Willensbildung der Unternehmer*, in: ders., *Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung*, Göttingen 1972, S. 192.

60) H. A. Bueck, *Der Centralverband Deutscher Industrieller 1876—1901*, Bd. I, Berlin 1902, S. 411.

成しようと思うならば、輸出を伴わなければならないように形成されているからである。」⁶¹⁾

ビスマルク後府は、1879年関税改革以降一方において農業不況の深化とともに農業関税を引き上げつつ、他方ではこのような石炭＝鉄鋼業企業家の政策志向を側面から援助する形で、国内市場の保護を前提とする確実な外国市場の確保という政策志向も示しはじめた。こうしたビスマルク政府の帝国主義への傾斜は、すでに1880年4月の「サモア法案」論議のなかで見られた。この法案は、結果的には帝国議会で否決されたとしても、ビスマルクが1879年の保護関税導入のみには満足していなかったことを示すと同時に、外国貿易に対して国家からの直接的な援助を行なう用意があることを示すものであった⁶²⁾。またビスマルク政府の新たな政策の導入は、1879年以降における本来的な外交の分野である領事制度の改革でも見られた。その改革の内容は領事の絶対数を増やすこと及び経済的知識を持った者を領事として優先的に採用することと並んで、それまでは旅券業務やドイツ人旅行者の保護といった主として法律的任務に携わっていた領事に対し、その国の経済状況及びドイツとその国の貿易状況とその見通しに関する詳細な統計資料を基礎とした報告書提出が義務づけられたことであった。そして提出された報告書はドイツ産業家中央連合や各地の商業会議所に回送されていった⁶³⁾。こうした1879年関税改革までの「防衛的経済政策」と、それ以降の「攻撃的経済政策」への転換に示される帝国主義への傾斜とは⁶⁴⁾、まさしく「メダルの両面」⁶⁵⁾であったと言うことができよう。

次に1879年工業保護関税が80年代にいかなる修正を施されたかについて見ておこう。1879年工業保護関税はほぼ全品目にわたる保護という包括性をひとつ

61) *Ebenda*

62) H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 215—223.

63) H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 231—234.; H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 534, Anm. 33, 538—540, 572 f.; R. Morsey, *Die oberste Reichsverwaltung unter Bismarck 1867—1890*, Münster 1957, S. 113—115. Vgl. A. Goldenberg, *Ueber die projectierten Zoll-Gesetz und die Handels-Krisis*, Strassburg 1879, S. 23 f.

64) V. Hentschel, *op. cit.*, S. 281 f.

65) H. Böhme, *Deutschlands Weg*, S. 539.

の特徴としていたが、その根底に置かれていたものは、ドイツ産業家中央連合に結集する大工業の利害であった⁶⁶⁾。しかもその場合、大工業は「[保護に対して] ヨリ急進的な部分」を抑えつつ「大工業の輸出を妨げない」⁶⁷⁾ 限度内において保護関税を設定したのであった。ところで1879年工業保護関税は不況対策として導入され、しかも同時にビスマルク政府による経済への国家干渉として、石炭＝鉄鋼業利害を自己の体制に組み込む機能を併せ持つものであった。したがって関税が修正されるという場合、一方ではこれが不況対策としての機能を果たすことができるか否か、他方では石炭＝鉄鋼業と他の工業との利害調整という点において修正される必要があった。いま80年代に行なわれた主な工業関税の修正の対象となったものをあげると以下の通りである⁶⁸⁾。

1881年：羊毛婦人服地関税引上げ。

1882年：梳櫛製造用の鍊鉄・圧延針金及び象牙・真珠製品関税引下げ。

1884年：マッチ・ロウマッチ関税引上げ。

1885年：綿紡績，レース・刺繍，リンネル糸，ロウソク，石材・石綿関税引上げ。

他方鉄工業に関しては、1882年のわずかな修正を除けば、関税の修正は行なわれなかった。

80年代の修正は、1882年の場合を除いて、関税引上げという方向でなされたのであるが、1881年の修正では当該工業に1879年以降国内市場で生じた損失を補償することが目的とされ、1884年の場合には主として、燐を原料とするマッチ製造労働者の保護という「社会政策的動機」に基づくものであった⁶⁹⁾。また1885年の修正は、1882年以降くりかえし提案された関税引上げ要求が結実したものであり、そこでは「1879年関税に由来する矛盾や利害衝突のいくつかを調

66) *Ibid.*, S. 561—564.

67) W. Lotz, *Ideen*, S. 176. Vgl. H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 73 f.

68) A. v. Matlekovits, *Die Zollpolitik der österreichisch-ungarischen Monarchie und des deutschen Reiches seit 1868 und deren nächste Zukunft*, Leipzig 1891, S. 219 ff.; W. Lotz, *Ideen*, S. 176 f.

整する』⁶⁹⁾ことが課題とされていた。このように80年代の関税修正の対象となったものが主に中小経営に関わる工業部門であったことは、これら旧中間層利害をも自己の体制に組み込もうとするビスマルク政府の政策志向を示すものであろう⁷⁰⁾。また石炭＝鉄鋼業の場合80年代に何ら関税の修正が行なわれなかったのは、まさしく「輸出を妨げない」限度が認識されていたこと、つまり保護関税が徐々にカルテル関税に機能転化していくなかで⁷²⁾、一定限度以上の関税引上げは輸出にとってむしろ阻害要因となることが認識されていたことを示すものであろう。

では不況対策として導入された工業保護関税は、1879年以降の周期的循環のなかでその機能を果しえたであろうか。ドイツでは1879年から82年にかけて短期的な景気回復が起ったが、これはただ単に保護貿易主義のドイツにおいてだけでなく、自由貿易主義のイギリスにおいても見られた世界的なものであった。早くも1881年に、1880年のドイツ各地の商業会議所からの報告を集めて、1879年関税改革がいかなる影響を及ぼしたかについて調査した小冊子は、この点に関し次のように述べている。「たしかに〔1880年の〕一時期、事業は活発になった。しかしその場合明らかになった現象の全ては一致して、単に少数の工業家に限定されるこの〔景気〕好転の原因が決してドイツの関税ではないことを示している。この好転はもっぱら外国から生まれた需要によって引き起こされたもので……ほとんど同時期に全ての国において、しかもアメリカ合衆国においてまず第一にもっとも活発に、6年間にわたる恐慌の後に感知されたよろこばしい現象の連鎖の単に一部分にすぎないのだ」⁷¹⁾と。ここで述べられている「少数の工業家」とは主要には当時輸出を増大させた石炭＝鉄鋼業を指すもの

69) W. Lotz, *Ideen*, S. 176 f.

70) I. N. Lambi, *Free Trade*, pp. 235 f.

71) Vgl. A. Gerschenkron, *Bread and Democracy in Germany*, Los Angeles 1943, pp. 47 f. 大野英二「類型・『国民経済』の歴史と理論〔I〕——ドイツ資本主義の類型と経済政策の展開——」、内田義彦・大野英二・住谷一彦・伊藤光晴・平田清明『経済学史』、筑摩書房、1970年、123ページ。

72) 大野英二、前掲『ドイツ金融資本成立史論』、152ページ及び157ページ注(14)。

であった。そして上の引用からも明らかなように、ドイツにおける1879年以降の景気回復の直接的要因は、工業保護関税それ自体ではなく、むしろアメリカ合衆国における1879年以降の鉄道建設の新たな進展を起点とする好況の世界的波及であった⁷⁴⁾。だがこの1879-82年の景気回復それ自体はドイツ工業全体で見れば、きわめて脆弱なものであった⁷⁵⁾。

1882年恐慌を起点として86年まで続いた大不況期における第二次不況が開始された時、ドイツ商業会議が1880年から82年までの各地の商業会議所の年次報告を総括して「数年間続いた経済恐慌はその峠を越えた。営業関係は確実なものとなり売上げは増大した。先年の〔景気の〕未曾有の厳しさによって動揺させられた信頼はやっと戻ってきた」⁷⁶⁾と述べたのがまさしく幻想であることが明白になった。そして1879年工業保護関税の実効性が真に問題とされたのは、この第二次不況においてであった。すなわち1886年の『ケルン新聞』の「商業及び営業における全般的な停滞に直面して、1879〔関税〕の効果はもはや信じられていない」⁷⁷⁾という記事に示されているように、工業保護関税の不況対策機能について、疑念と失望が一般的に広がったのはこの第二次不況の経験においてであった。この意味において1882年恐慌は、1879年以降帝国主義へと傾斜していたドイツに対し、そのなかで新しい不況対策が打ち出されるひとつの「触媒」⁷⁸⁾として作用しえたのであった。

V お わ り に

以上の行論のなかから主要な論点をとりまとめて結びにかえたいと思う。

1850-73年の好況期におけるドイツの工業化過程のなかで石炭＝鉄鋼業と大

73) Verein zur Förderung der Handelsfreiheit (Hg.), *Deutschlands Industrie und Handel im ersten Jahre der neuen Zollpolitik*, Berlin 1881, S. IV f.

74) Vgl. H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 63-65.; ders., *Kaiserreich*, S. 42-44.; H. Rosenberg, *Große Depression*, S. 183, Anm. 180.; H. Mottek, *op. cit.*, S. 87.

75) H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 63.

76) Zit. in: *ibid.*, S. 63.

77) Zit. in: *ibid.*, S. 134.

78) *Ibid.*, S. 434.

銀行のブロックが徐々に形成されて来たのであるが、1873年恐慌とそれに続く不況のなかで生み出された石炭＝鉄鋼業企業家の保護関税要求に、ビスマルク政府は国家干渉を導入する形で対応した。この対応はビスマルク政府の側からすれば、彼らのドイツ資本主義に占める地位の一定の承認であり、他方石炭＝鉄鋼業企業家の側からすれば国家干渉をうけることによるその地位の自己確認であり、またビスマルク体制の現状 (Status quo) の是認でもあった。こうして石炭＝鉄鋼業企業家はビスマルク体制の中に組み込まれ、工業保護関税は体制安定化機能を果たすことになった。

また1879年工業保護関税は、現代干渉国家の起点としてのビスマルク政府による不況対策、いわゆる反循環景気政策の最初の試みであった。他方当時何ら具体的な不況対策を提示しえなかった経済自由主義は没落せざるをえなかった。1882-86年の大不況期における第二次不況のなかで、79年工業保護関税が不況対策としてのその機能を果たしえないことが明らかになった時、新たな不況対策が展開されなければならなかった。

「集团的保護主義」という大不況期のなかで生まれた新たな潮流が、ただちに国家干渉の要請と結びつき、工業化の進展と普通選挙法に照応した真に民主的市民的な政治と社会を伴うことなくかえって「独裁的似而非立憲主義のシステム」⁷⁹⁾を強化する方向に嚮導されたこと⁸⁰⁾、これは1879年に興隆してきたドイツ現代干渉国家を「権威主義的一社会保守的干渉国家」⁸¹⁾として特徴づけるものであった。もとより国家干渉という場合、たんに工業利害への干渉に限定されるものではない。1879年における今ひとつの、そして最も重要な国家干渉は農業利害への国家干渉。つまり H.-J. プーレのいわゆる「農業干渉主義」⁸²⁾

79) *Ibid.*, S. 469.

80) Vgl. W. M. Frhr. v. Bissing, *Autoritärer Staat und pluralistische Gesellschaft in den ersten Jahrzehnten des Bismarckischen Reiches*, in: *Schmollers Jahrbuch*, 83 Jg. 1963, S. 17 ff.

81) H.-U. Wehler, *Bismarck*, S. 466.

82) H.-J. Puble, *Aspekte der Agrarpolitik im „Organisierten Kapitalismus“*, in: H.-U. Wehler (Hg.), *Sozialgeschichte Heute*, S. 547.

であった。この農業干渉主義との連関のなかではじめて工業利害に対する国家干渉の性格を明確に位置づけるのであり、したがって農業干渉主義と工業干渉主義との連帯が、そしてまた政策転換の総体がどのような歴史的性格を有していたかを捉えること、これが次の課題である。